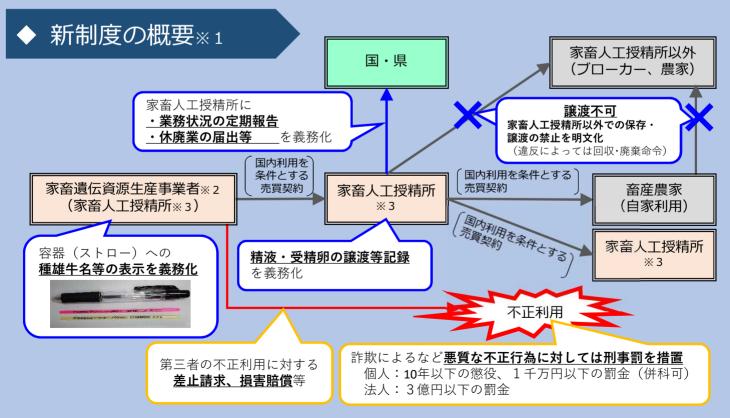
令和2年10月1日に

# 和牛遺伝資源の管理·保護のための 新制度がスタートしました

~ 我が国の宝である和牛の遺伝資源を保護するために~

**和牛遺伝資源の適正な流通管理及び知的財産としての価値 の保護強化**に向けて、以下の2法が**令和2年10月1日に施行** されました。

- ① 家畜改良増殖法の一部を改正する法律
  - ➡ 精液・受精卵の流通規制の強化
- ② 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律
  - ⇒ 契約の当事者ではない第三者の不正利用にも対抗できる 新たな仕組みの創設(差止・損害賠償請求、刑事罰)



- ※1 本図は、新制度のうち、特に精液や受精卵の適正な流通の確保を必要とするものとして農林水産大臣が指定する特定家畜(裏面参照)に係る制度の概要である。
- ※2 家畜遺伝資源生産事業者とは、種雄牛等の家畜から精液・受精卵を採取・生産し、供給する家畜人工授精所を指す。
- ※3 家畜人工授精所とは、家畜の精液・受精卵を生産・保管・譲渡する事業所であり、開設には都道府県知事の許可が必要。
- 注)青色は「家畜改良増殖法」の改正内容、黄色は「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止」に関する法律による措置内容。

# ◆ 新制度の対象となる特定家畜について

- 家畜人工授精用精液・受精卵のうち、経済的価値が高いなど その<u>適正な流通の確保が特に必要なもの</u>を、品種ごとに 「特定家畜人工授精用精液等」として農林水産大臣が指定 します。
- ▶ 具体的には、<u>和牛4品種(①黒毛和種、②褐毛和種、</u> ③日本短角種、④無角和種)およびそれら同士の交雑種が 指定されています。



#### 黒毛和種

◆ 被毛色は黒褐単色。和牛全体の95%以上を占め、 我が国の最も主要な品種。肉質は特に脂肪交雑 (いわゆる「サシ」)の面で優れる。



#### 褐毛和種

◆ 被毛色は黄褐色から赤褐色。体質は強健で、特に 耐暑性に優れ、粗飼料利用性も高い。主産県は熊 本県及び高知県。



#### 日本短角種

→ 被毛色は濃褐色。粗飼料利用効率が高く、北日本の気候、風土に適合し、放牧適性が高い。主産県は岩手県。



#### 無角和種

◆ 被毛色は黒色で黒毛和種より黒味が強い。早熟で、 飼料利用性が高い。主産県は山口県。

お問い合せ先 農林水産省 生産局 畜産部 畜産振興課 家畜遺伝資源管理保護室

電話:03-3502-8111(内4913) メール:chikushin207@maff.go.jp

農水省 家畜遺伝資源





農林水産省 ホームページ 精液・受精卵生産事業者、家畜人工授精師・獣医師、畜産農家等の皆様へ

令和2年10月1日に

# 家畜改良増殖法が改正されました

~ 我が国の宝である和牛の遺伝資源を保護するために~

和牛の精液・受精卵の不適正な流通を防止するため、**関係規定が** 整備されました。

#### 特にご留意いただきたい事項



👣 精液·受精卵生産事業者



家畜人工授精師·獣医師



畜産農家



# 精液や受精卵(以下「精液等」)の保存・譲渡の制限



- ✓ <u>家畜人工授精所</u>(以下「授精所」) <u>で保存されている精液等でなければ、有償・無償にかかわらず他人に譲渡できないことを明記</u>しました(家畜人工授精所ではない農家で保存されているものは、自己所有の家畜にのみ使用が可能です)。
- ✓ 違法に譲渡された精液等については、都道府県知事が**回収及び廃棄 を命ずる**ことがあります。

# 特定家畜人工授精用精液等※への表示・記録簿の 作成と保存の義務化



- ✓ 精液・受精卵生産事業者は、特定家畜人工授精用精液等の<u>ストローに、</u> **種雄牛名等の表示を行うことが義務付け**られました。
- ✓ 家畜人工授精所は、特定家畜人工授精用精液等の譲受・譲渡・廃棄・ 亡失をした時の記録簿への記録と、その記録簿の10年間の保存が 義務付けられました。
  - ※ 特定家畜人工授精用精液等:黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種 及びそれらの交雑種の精液・受精卵

### 授精所の運営状況の報告・変更届出等の義務化



- ✓ 授精所の**運営状況を毎年都道府県知事に報告することが義務付け** られました。
- ✓ 授精所の開設時等の**届出内容に変更があったときには、変更後** 30日以内に都道府県知事に届出を行うことが義務付けられました。
- ✓ 授精所を休止・廃止・再開するときには、その1か月前までに 都道府県知事に届出を行うことが義務付けられました。

これらの規制の実効性を担保するため、

違反した場合の罰則が引き上げられました。

# ストローへの表示、記録・報告について(概要)

#### 特定家畜人工授精用精液等への表示義務

(家畜改良增殖法施行規則第42条、43条)

対象物	表示が義務付けられている事項					
家畜人工授精用精液	<ul><li>✓ 雄畜の<u>名前または個体識別番号</u></li><li>✓ <u>採取年月日</u></li></ul>					
家畜体内受精卵 家畜体外受精卵	<ul><li>✓ 受精卵が生産・処理された<u>家畜人工授精所の管理番号</u></li><li>✓ 雄畜及び雌畜の<u>名前または個体識別番号</u></li><li>✓ 受精卵の<u>採取・検査年月日</u></li><li>✓ でも可。</li></ul>					

※ ストローへの表示方法:容器への直接表示またはラベル貼付

#### 家畜人工授精用精液についての譲渡等記録簿

(家畜改良増殖法第32条の5、様式第24号その1)

受精卵についても同様の記録簿を作成。 家畜人工授精所の管理番号: 記録後は10年間保存。 (様式第24号その2) 家畜人工授精所の名称及び所在地: 譲渡・譲受等 種畜の名称 精液採取年月日 家畜人工授精用 譲渡先又は譲受 譲渡先又は譲受元 譲渡、譲受等 備考欄 した年月日 精液証明書番号 元の家畜人工授 の家畜人工授精所 の内容 精所の開設許可 等の管理番号又は の有無 氏名 (名称)·住所 年 月 日 ・以下の番号を記入。 1 有 2 無・2の場合は具体的な相手方 (自家利用の ・以下の番号を記入。 以下の番号を記入。 1 譲渡 3 廃棄 年 月 日 畜産農家、学術目的など)を備考欄に記入。 4 亡失 2 譲受

※ この様式で規定されている事項が速やかに照合できれば、記録様式は問いません。

### 家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液の業務に関する報告書

(家畜改良增殖法施行規則第49条、様式第28号)

	3	家畜人工授精剂	斤における特定	家畜人工授	精用精液	夜等の 第	養務に関	する報告	書	年 月	日提出
都道府県知	事 殿									+ 7	口证山
家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、 年1月1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。											
2 家畜人工 3 家畜人工 4 報告対象 5 前年12月	月 31 日 ちの傷	なび所在地: )別:					毎年4月 都道府県				
(単位:本)	1月	4 には以下の番	そこと 日本記入	677		8月	9月	10 月	11月	12月	合計
生産数量 譲受数量 譲渡数量 利用数量		<b>家畜人工授料</b> 2 <b>家畜受精卵</b> 両方の業務を行場合は <b>別個に報</b>	<b>請用精液</b> 「っている	1 家音 2 家音 3 家音	体内受 体外受	精用精 精卵の 精卵の	夜の採取 採取及び 生産に関	処理の第	多(と畜		\
廃棄又は 亡失した数量 月末時点の 保存数量 備考		度には、 <b>委託に</b> <b>かの搬出入を</b> 含		5 家畜	人工授	精用精		は家畜党	<b>受精卵又</b>	<u>由来(0</u> はこれら	

お問い合わせ先 沖縄県農林水産部畜産課

電話 098-866-2269

農水省 家畜遺伝資源



農林水産省 ホームページ 精液・受精卵生産事業者、家畜人工授精師・獣医師、畜産農家等の皆様へ

令和2年10月1日に

# 家畜遺伝資源法が施行されました

(家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律)

~ 我が国の宝である和牛の遺伝資源を保護するために~

和牛の精液・ 受精卵の生産事業者 の皆様へ

この法律に基づき、知的財産としての価値 の保護を受けるため、和牛の精液・受精卵を 譲渡するときには、契約等により、使用可 能な範囲・目的を明示しましょう。

家畜人工授精師、 獣医師や畜産農家等 の皆様へ

契約等により示された**使用可能な範囲・ 目的を守って使用・譲渡等**を行い、 **知的財産としての価値**を守りましょう。

### 不正流通の防止及び価値の保護のための措置

- ✓ 和牛の精液・受精卵について、知的財産としての価値の保護の観点から、
  - ① <u>詐欺・窃盗により取得、譲渡等</u>することや、他人から預かったものを **不正に取得、使用、譲渡等**すること
  - ② **契約に違反して使用、譲渡等**すること
  - ③ ①、②を使って生産された子牛や受精卵を使用、譲渡等すること
  - ④ ③を使って生産された子牛(孫牛)や精液・受精卵を譲渡等すること
  - ⑤ ①~④の不正な経緯を知って、又は重大な過失により知らずに、転売を 受けること

これらに該当する行為に関して、

# 差止請求、損害賠償請求

が可能となっています。

✓ このほか、民事訴訟手続きの負担軽減が図られるとともに、 裁判所による信頼回復のための措置命令の対象となります。

## 罰則の導入

✓ 不正競争への抑止力強化のため、悪質性の高い不正行為については、 罰則が適用されます。

**個人**の場合:**10年以下の懲役**又は**1千万円以下の罰金** 

└ **法人**の場合:3億円以下の罰金

## 和牛の精液・受精卵の使用の範囲や目的の明示について

契約の締結により使用の範囲や目的を明らかにし、相手先と確認しましょう。

(例) 家畜人工授精用精液等讓渡契約約款

国外利用及び目的外利用の禁止 第〇条 譲受者は、当該精液等を、日本国外で利用してはならない。 · **定型約款**(不特定多 数と効率的に契約を 結ぶ方法) **もご活用** 下さい。

第〇条 第三者への譲渡

譲受者は、当該精液等を第三者に譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該 第三者に義務づけなければならない。

(別添)

家畜人工授精用精液等譲渡契約約款への合意宣言書

○○から譲渡された家畜人工授精用精液等の利用等については、○○家畜人 工授精用精液等譲渡契約約款の各規定を遵守することに同意する。

> 住 所

- ◎ その上で、和牛の精液・受精卵の生産者の方は盗難等の被害にも備えるため、 以下に取り組みましょう。
- ① 定型約款の制限内容をホームページに掲載するなどによる明示

定型約款による場合、その**定型約款の制限内容をホームページに** 掲載するなどによって明示することも可能です。



② 家畜人工授精用精液証明書等への利用制限の記載による明示

(番号又は記号)

(例)

家畜人工授精用精液証明書

	か田ハユ	-1216/1116/	<b>ДШ-7]                                    </b>	
	種畜証明書番号	123456789	種畜の等級	△級
	名前	000	(P黒XXX)	
	家畜登録機関名及び登録番号	全国和牛登録	協会 黒原XXXX	
	種類及び品種	肉用牛	黒毛和種	
精	液採取年月日	2.10.1		
	畜飼養者の氏名又は名称及び 所	○県△市◇町	0000 xxx	印
	医師(家畜人工授精師)の登録 号(免許番号)及び住所、氏名	第XXXXX号	O県△市◇町 XX OOOO	印

※ 本証明書が添付されている家畜人工授精用精液は、

・利用制限の概要 がわかるよう、 証明書の様式に 記載することも 可能です。

・家畜受精卵証明 書も同様です。

精液ストローに

「(R)」と表示 することで、こ

の精液に利用制 限があることを

示すことも有効

です。

○○以外の目的での譲渡・利用は禁止する。

③ 精液ストロー等への利用制限の表示による明示

ノウリンタロウ

2020, 10, 01

(R)

雄畜の名前または個体識別番号

採取年月日

利用制限の表示※

※(R)は国内のみに使用可能地域を制限していることを表示する略称(Restricted = 制限付き)です。契約に基づいた表示を推奨しています。

お問い合わせ先 沖縄県農林水産部畜産課

電話 098-866-2269 農水省 家畜遺伝資源



農林水産省

# 和牛の精液·受精卵のストローへの 表示義務付けについて

家畜改良増殖法の改正により、令和2年10月1日から、特定家畜人工 授精用精液等(和牛の精液、受精卵)に、種畜の名前等の表示が義務付 けられました。

下記を参考に、適切な表示を行いましょう。

### 精液ストローへの表示

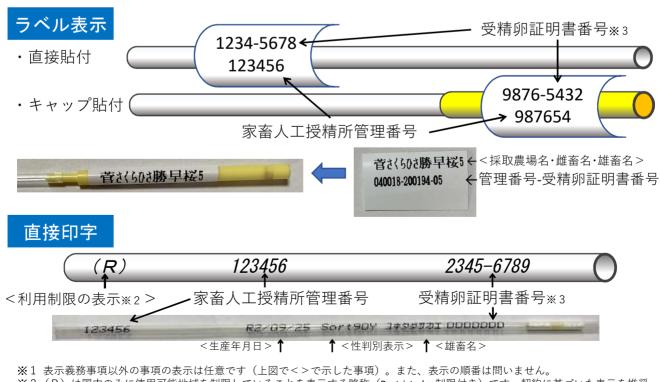
✓ 雄畜の名前または個体識別番号、採取年月日を表示してください※1。



## 受精卵ストローへの表示

✓ 受精卵が生産・処理された家畜人工授精所の管理番号、

**受精卵証明書番号**※3を表示してください※1。



- ※2(R)は国内のみに使用可能地域を制限していることを表示する略称(Restricted = 制限付き)です。契約に基づいた表示を推奨しています。
- ※3 雌畜及び雄畜の名前または個体識別番号、受精卵の採取/検査年月日とすることも可能です。

# (参考) 和牛遺伝資源の不正流通発覚時の対応



# 不正流通発覚

港で押収 精液証明書、受精卵 証明書の添付がない

ストローに<mark>情報が</mark> 表示されている

PODE 19 291-792 INSTITUTE IN 20 00 24

PODE 19 291-792 INSTITUTE INSTITUTE IN 21 (6-22

PODE 19 291-792 INSTITUTE INSTITUTE IN 21 (6-22

流通経路の追跡が可能

生産者への問い合わせ

家畜人工授精所 (種畜場、獣医診療所)

## 販売

A授精所

販売

B授精所

販売

関与者 発覚

帳簿が <mark>備え付けられて</mark>

いる

・種付台帳 精液の採取・

処理に関する事項

• 譲渡等記録簿 等

: 譲渡等記録簿 譲渡等の年月日

相手先の名称

住所

、証明書番号 等

流通経路の追跡が可能

ストローに<mark>情報が</mark> 表示されていない



流通経路の 追跡が困難

帳簿が

備え付けられて いない



流通経路の追跡が困難

お問い合わせ先沖縄県農林水産部畜産課

電話 098-866-2269

令和2年10月版 農林水産省